

第327回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第327回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成26年6月27日（金）14:24～15:25
場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 事業評価（案）の審議

- 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査（厚生労働省）
- 容器包装利用・製造等実態調査（経済産業省）

2. その他

<出席者>

（委員）

石堂主査、廣松専門委員、若林専門委員、辻専門委員、早津専門委員

（厚生労働省）

大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課社会統計室 稼農室長、菅野室長補佐、小貫室長補佐、成井社会福祉統計専門官、企画課統計企画調整室 武隈室長

（経済産業省）

産業技術環境局リサイクル推進課 林課長、井出課長補佐、尾添係長、松木係員

（農林水産省）

食料産業局バイオマス循環資源課 鴨川係長

（事務局）

新田参事官、金子参事官

○石堂主査 それでは、ただいまから、第327回「入札監理小委員会」を開催いたします。

本日は、厚生労働省の「社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査」の事業評価（案）、経済産業省の「容器包装利用・製造等実態調査」の事業評価（案）の審議を行います。

最初に、厚生労働省の「社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査」の事業評価（案）についての審議を始めたいと思います。

事業の実施状況について、厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課社会統計室の稼農室長より御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は10分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○稼農室長 御紹介いただきました社会統計室長の稼農と申します。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

座って説明させていただきます。

資料1を使って簡単にポイントのみ御説明させていただきます。

資料1でございます。社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査の平成24年度分・25年度分の実施状況でございます。

まず、事業の概要でございます。「1 委託業務内容」ですが、御覧のとおり、この調査における調査対象名簿の作成から、関係用品の印刷、送付、回収・受付、督促、照会対応、審査、データ入力に係る業務を委託いたしておるものでございます。

「2 委託業務期間」、「3 受託事業者」は御覧のとおりでございます。

「4 受託事業者決定の経緯」でございます。この調査についての実施要項に基づきまして、入札参加者、企画書の提出が3者ございましたが、提出された企画について審査した結果、いずれも審査基準を満たしておりました。その3者について技術点を評価したものでございます。

価格については、1者について予定価格を上回っていたため、予定価格の範囲内の価格を提示した2者について総合評価を行った結果、評価点が最も高いものを落札者としたというのが経過でございます。

1枚おめくりください。「I 確保すべき質の達成状況及び評価」でございます。

全体的な部分でございますが、「1 作業方針、スケジュールに沿った確実な業務の実施」でございます。受託事業者は、事業開始時はもちろんのこと、主な業務の開始に当たりまして、我々厚生労働省と調整して作成した業務方針、スケジュールに沿って確実に業務を実施していただいております。毎月報告があり、内容の確認も行っているところでございます。

「2 回収率」でございます。（1）が表になってございます。両年度の回収状況でございますが、一番右の欄に「上回らなければならない回収率」というのを設定してございます。御覧のとおり、24年度、25年度とともに、全ての調査票におきまして、上回らなければならない回収率を超えているという結果でございます。

3 ページにまいりたいと思います。(ア)は、今、申しました回収率のところでございます。

特に御紹介したいのは「(イ) 電話による督促」の業務の部分でございます。24年度は11月26日から12月28日の間に電話による督促をかけていただいております、①から③のような対策を練って行っていただいたことが回収率を上回った要因だろうと考えております。

次の行ですが、特に25年度につきましては11月12日から12月24日の間に実施をしております。これは、24年度の対応に加えて、①のところですが、担当者と電話で連絡が直接とれるように事業所の特性に合った時間帯、いらっしゃる時間帯を目掛けて電話するような工夫をされたと伺っております。また、②で、24年度と比較しまして電話督促の時期を早めて早期に回収を実施するという工夫をいただいたということで、回収率を上回ることになったという結果が出ております。

次、4 ページにまいりたいと思います。今の業務実施のところの「(3) 評価」でございますが、御説明したとおり、全調査票で上回ったということで、なお書きは、今、御説明しましたように、特に1週間前倒しでの督促をやっていただいた結果、期間において、前年と比較して、例えば児童福祉施設等調査票では1カ月早く達成できたということがございました。

続きまして、その下「II 実施経費の状況及び評価」でございます。このところは読ませていただきますが、

市場化テスト前の国における従来の実施経費(平成24年度は平成18年度、平成25年度は平成19年度に対応)との契約金額との比較をする際、特に介護サービス施設・事業所調査においては、各年の調査対象施設・事業所数の伸びが大きいこともあり、過去の年次の実施経費との単純比較ができない。

という状況でございます。

なので、ちょっと試算をしてまいりました。なお書きのところですが、18年度に対する24年度の調査対象施設・事業所数の伸びが29.4%ございましたので、単純に18年度の実施経費にこの伸び率を乗じてみましたところ、御覧の金額となりまして、24年度の契約金額との差が2,000万ほどとなっております。

同様に、19年度も同じようなことを試算しております。

下に表がありますが、24年度と18年度の比較では、(A) - (B)のところですが「▲」が出ております。1 調査対象施設・事業所当たり経費で割り戻したところ「▲48円」というのが出ております。25年度と19年度の比較でもほぼ同様の金額となっております。

続きまして、5 ページ以降は「事業の主な実施状況」でございます。ここはかいつまんで御説明させていただきます。

7 ページをお開きください。下の半分ですが、特に事業所数も多いものですから、「5 調査対象施設・事業所からの照会(問い合わせ・苦情)対応」をやっていただいております。

す。「(2) 業務実施状況」ですが、両年度とも当省の方が貸与した照会対応事例集に基づいて問い合わせマニュアルを作成して照会対応を行っていただいております。件数等は下に書いてございます。

続きまして、8ページにまいりたいと思います。「7 調査票の審査」です。受け付けた調査票について審査をしていただいておりますが、まずは両年度とも目視での審査をやっていただいております。

9ページを見ていただきますと、上に「(2) 疑義照会」とございます。これの「イ 業務実施状況」ですけれども、先ほどの目視等によって確認が必要な調査票については、疑義照会を行って確認をしていただいております。また、照会漏れを防ぐために入力後の全データをパソコンで機械審査をして、その上での疑義照会を行っていただいているということでございます。

最後、10ページでございます。以上のようなことを総括いたしまして、全体評価のところでございますが、本事業における実施状況については、24年、25年度における「確保すべき質の達成及び評価」において記述しましたように、事業の実施は良好であると考えております。また、対象施設・事業所に対して実施したアンケート結果がでございます。これは別紙でつけておりますが、いずれの年度も良好な評価を得ていることから、この事業につきましては全体として良好に実施されているものと評価できるのではないかと考えております。

なお、受託事業者は、先ほども申しましたように、24年の実施状況も踏まえて、25年度は電話督促での回収が芳しくない場合に、2回目以降の電話がかけられるように、前年度よりも早い段階で1回目の督促を実施するなどの工夫を行っていただき、回収率の向上に努めており、さらに、データの入力等についても確実に実施していただいております。

以上のことから、本事業は良好な実施状況であるため、次期事業については新プロセスに移行した上で実施することといたしたいと我々としては考えておるところでございます。よろしく申し上げます。

説明は以上です。

○石堂主査 ありがとうございます。

続きまして、当事業の評価(案)について、内閣府より説明をお願いします。

なお、説明は5分程度でお願いします。

○事務局 内閣府の評価(案)でございます。

資料Aを御覧ください。2ページの「2 受託事業者決定の経緯」でございます。入札参加者は3者あり、いずれも入札参加資格を満たしておりましたので、開札したところ、1者について入札金額が予定価格を上回っていたということもあり、2者について総合評価を行い、株式会社インテージリサーチが落札者となっております。

次に、資料の3ページの下「ウ 対象公共サービスの質の評価」を御覧ください。受

託事業者は、厚生労働省と調整した作業方針及び作業スケジュールに沿って確実に業務を実施し、確保されるべき質として設定した回収率についても、平成24年度及び平成25年度ともに全ての調査票種類において達成するなど、業務は良好に実施されたものと評価しております。

次、4ページの「(2) 実施経費」でございます。実施経費を従来経費と比較すると、平成24年度については2,500万増加、平成25年度は4,200万増加しております。実施経費が増加した要因としては、本事業は全数調査ということで、高齢化等の影響もあり、調査対象施設・事業所数が年々増加していることによりますが、1調査客体当たりの経費で見ると、実施経費は従来経費に比較して、25年度は48円、率にして10%、平成24年度は47円、率にして10%の削減となっており、一定の経費削減効果はあったものと評価しております。

次、「4 評価のまとめ」でございます。本事業実施に当たり確保されるべき質として設定された項目はいずれも達成しており、業務は良好に実施されたものと評価しております。経費については、本事業は全数調査となっており、高齢化等の影響により調査対象施設・事業所数が年々増加していることから、実施経費は従来経費より増加しているものの、1調査客体当たり経費で見ると、従来経費に比べ削減しており、一定の経費削減効果はあったものと評価しております。また、民間事業者は、創意工夫により高い回収率の向上に努めるとともに、作業の迅速化・効率化を図りながら確実に業務を実施していることも評価しております。

最後に「5 今後の事業」でございます。本事業は、市場化テストは今期が3期目であり、事業全体を通しての実施状況は以下のとおりであります。

5ページ以降、①から⑥まで記載しておりますが、移行基準は全てクリアしているということもありまして、以上のことから、本事業につきましては「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に基づき、新プロセスに移行した上で事業を実施することが適当であると考えております。

以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○廣松専門委員 1つは厚生労働省の方に確認の質問で、もう一つは内閣府の方の評価(案)における表現の問題です。

「上回らなければならない回収率」についてですが、その算出根拠となる表を出していただいておりますが、それぞれの調査票の「上回らなければならない回収率」というのがどのように求められたのかということを示していると読めばいいのですか。

それから、内閣府の方の評価(案)の2ページ一番下のところで「目標回収率」という言葉を使っているのですが、実施報告に合わせると、ここは「上回らなければならない

回収率」とした方がいいのではないかと思います。その2点です。

○石堂主査 いかがでしょうか。

○稼農室長 ありがとうございます。お答えさせていただきます。

回収率の設定のところでございますけれども、御案内のとおりかもしれませんが、21年から23年度の事業の際には目標は100ということですが、上回らなければならない回収率は一律80%という設定をしてございました。今回の回収率を設定する際におきましては、質の確保の観点からは、前回、21から23年よりも高い回収を目指そうということといたしまして、その際、対象となる各施設の種別ごとの特性、施設が少ないとか、そういうことにも考慮して、まず回収率を設定することにしたということ。

さらに、あくまでも民間事業者の方に無理なく主体的な取り組み等ができるように、民間事業者の方の21年度と22年度の2回分の実績を踏まえて、より現実的な達成目標を設定することといたしまして、今日の資料の2ページにありますように、それぞれの調査票ごとに、21年度、22年度を勘案して無理なく達成できる方で設定しましたものですから、確かに、端数が出ていたり、89を目指そうとか、そういった状況でそれぞれに回収率を設定させていただきました。

○石堂主査 いかがでしょうか。

○事務局 内閣府の評価（案）につきましては、先生の御指摘のように、厚生労働省の実施状況なり実施要項の記載ぶりに合わせたいと思います。

○廣松専門委員 もしそうであれば、2ページの質のところ、「（1）対象公共サービスの質」のこの「目標」は要らないのではないですか。「回収率」にして、その2行目「全ての調査票種類において上回らなければならない回収率を達成し」とすると、一応平仄が合うかなと思います。

○事務局 はい、そのように修正させていただきたいと思います。

○石堂主査 ほかはいかがでしょうか。

どうぞ。

○辻専門委員 今の資料1の2ページ目でございます。こちらは回収率が大体90%を超えていて素晴らしいと感じるのですが、このアンケート調査は何か刑事罰上の担保があって、アンケートを受ける側がこれは答えなければならないと考えてやるような性質のものなのか、それとも、これは純粋に任意でアンケートをしている状況なのか。それで90%はすごいなと思っていました。もしも刑事罰がないのにもかかわらず、これだけの素晴らしい達成をしている理由があればお聞かせ願いたいと思います。

○稼農室長 まずは法律上の義務はございません。そういった中で、過去から調査は引き続いておまして、20年度は1年限りで、まず市場化テストでやって、21年度から3年単位でやらせていただいております。福祉事業所さん、介護事業所さん、まず、行政に対する資料として使われるということを非常に高く見ているのかなというのが正直なところでございます。

それと、先ほども申しましたけれども、回収に当たっては、事業所数が多いものですから、事業者の皆さんにもかなり苦劳いただいております。電話督促のタイミングを計ったり、聞いておりますのは、発送時期をずらして5回に分けて発送して、調査票をどう書くのかという照会が分散するように工夫をしていただいたりということをやっています。

我々、厚生労働省といたしましても、調査の実施者としては、調査の実施に当たってはホームページにおいて事業所さんへの呼びかけを行ったり、各種施設の協議会、団体の皆様のホームページに掲載させていただいたり、常に回収率の向上について頑張っているという状況でございます。

○辻専門委員 分かりました。

○石堂主査 ほかはいかがでしょうか。

私の方から、実施経費の状況のところで。

厚労省さんの4ページに比較が出ているのですけれども、1調査対象施設・事業所当たり経費で比較して、最終的に下がっているという結論を出されているのです。これは、各事業所の大小とか、施設の大きさによって、1カ所でのコストはそんなに変わらないものだと考えてよろしいですか。

○稼農室長 規模の大小については、基本的に書く事項は変わりませんので、負担は変わらないと思います。

ただ、2ページを見ていただきますと、これだけ対象施設に幅、種類がございますので、事業所だったり、施設だったり、この種類ごとに項目が変わってきますので、その事業ごとにはもちろん書く項目は変わってきますけれども、事業の中で規模の大小については基本的には同じ負担でございます。

○石堂主査 そうすると、2ページの事業所の種類によっては、1カ所当たりのコストというのは結構違う。そうすると、全体の箇所数でかなりアバウトな計算だということになってしまいますか。1事業所当たりのコスト。要するに、いろいろ違いはあるのだけれども、総箇所数で割り算をしたというだけの数字ですね。

○稼農室長 はい。試算の方は、御指摘のとおり、全体の事業所数で単純に割ったものでございます。

○石堂主査 それから、細かいのですけれども、4ページで、24年度は18年度と、25年度は19年度との比較だというのですが、なぜ24年度は18年度に対応すると考えられるのですか。

○稼農室長 双方の調査で、社会福祉施設等調査については3年に一度精密調査というのをやっておるのがありますのと、介護保険の方は、3年に一度、利用者票調査というのを追加で行う関係で、1年目、2年目、3年目、それぞれ別の調査になりますので、該当がそうなるということでございます。

○石堂主査 分かりました。

ほかはいかがでしょうか。

どうぞ。

○廣松専門委員 先ほどの小委員長の御質問に関してですが、確かに、報告者にとっては、たくさん調査票が来ると記入者負担が増えます。ただ、それをここでは換算というか、評価はしておりません。あくまで調査実施者側のコストとしてどれぐらいかかっているかという比較です。おっしゃるとおり、記入者側、報告者側として調査票が何種類か来るということまで考えると、この比較ではうーんと思うことは事実だと思います。報告者の記入負担というのをどう評価するかということに関しては、十分な指標がなくて、今は、その比較ができるような状態には必ずしもなっていないと思います。

そうすると、ちょっと揚げ足取りのような意見で恐縮ですが、今の御意見を伺っていて強化案でちょっと気になったのは、4ページ「実施経費」のところですか。3段落目に「実施経費が増加した要因としては、本事業は全数調査となっております」云々とありますが、要するに、全数に調査票を配るから、それだけ費用がかかる訳ですね。ただし、回答が戻ってくるのは80%とか90%ということですから、別の計算の仕方として、戻ってきた調査票1枚についてどれぐらいのコストがかかったかという評価方法もあり得ると思うのです。ただ、事業をする方としては、やはりどれだけ調査票を配付したかということが直接的な経費になると思いますので、評価の方法としては、この1調査客体当たりということだと思います。その表現ですが、「本事業は全数調査となっております」とすると、全数返ってきているのかという誤解を招くおそれもあるので、表現を少し工夫した方がいいのかもしれません。

○事務局 この表現は厚生労働省と調整させていただきたいと思います。

○石堂主査 どうぞ。

○若林専門委員 同じような場所で、評価（案）の文言だけなのですけれども、最後の5ページの⑤、同じ部分なのですが、「全数調査であり・・・年々増加していることから」の後に「総額は増加しているが」のような趣旨を加えていただければよろしいのかなと思うのです。

○事務局 承知しました。

○石堂主査 今度は新プロセスへの移行を希望ということなのですけれども、ほかの調査もみんな一緒だと思うのです。時代もインターネットの時代になってきて、今日の資料を見ても、みんな基本的に電話ですよ。メールの活用ということを検討されているのか。メールの活用を検討するけれども、こういう難しさが出てなかなか採用しづらいということなのか。その辺はいかがですか。

○稼農室長 調査でしょうか。メールで督促するとか。

○石堂主査 それとか、調査そのものをメール化するとか。

○稼農室長 今回の調査につきましても、技術点の評価のところオンラインによる調査も含めた幅広い提案を求めて、それを加点して評価をしたところでございます。一部、わずかですが、利用者票という調査票につきましてもオンラインでの回答が数件あったとい

う実績はございます。そこにつきましては、私どもの調査票はこれだけ種類がありまして、制度改正等に合わせて調査項目が変わることもございますので、受託する事業所さんからするとどうしても経費がかさむ面があるようでございます。いずれにしましても、効率的な調査という御指摘の部分につきましては今後も検討してまいりたいと思いますが、事情としては、そういったところもあるということで、現状、認識しております。

○石堂主査 ありがとうございます。

ほかはいかがですか。よろしいですか。

それでは、本事業の評価（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

○事務局 何点か御指摘等ありましたので、評価（案）を修正して、先生方に確認していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○石堂主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会に報告するようにお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

（厚生労働省退室、経済産業省入室）

○石堂主査 続きまして「経済産業省の容器包装利用・製造等実態調査」の事業評価（案）の審議を始めたいと思います。

最初に、事業の実施状況について、経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課の林課長より御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は10分程度でお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○林課長 経済産業省のリサイクル推進課長の林でございます。2月にこの監理小委員会でいろいろ御指摘を受けました。当時は、昨年度の事業の評価がない中で御議論をいただきました。今回、遅くなりましたけれども、それを外部の専門家の方々に見てもらった上で私どもとして取りまとめましたので、担当の補佐から中身を簡潔に御説明させていただきます。

○井出課長補佐 井出と申します。よろしくをお願いいたします。

まず、この実績状況ですけれども、この報告書を作成するに当たりまして、経済産業省の中で、外部有識者を交えた評価委員会を開催しまして取りまとめさせていただいたものとなっております。

それでは、事業の説明をさせていただきます。

事業の内容ですけれども、これは統計調査と分析、翌年度の準備を行うといった事業になっております。

事業期間は単年度事業になっておりまして、平成25年度につきましては6月から今年の3月まで実施したということになっております。

受託事業者に関しましては、昨年5月1日に入札公告を行いまして2者の応札がございました。2者ともいずれも入札要件を満たしておりまして、技術評価を行って開札を行っ

た結果、総合評価の結果として、最も総合評価点の高い三菱総合研究所が受託者となっております。

続きまして「2. 確保すべき質の達成状況及び評価」というところで御説明申し上げます。

まず、スケジュールの遵守ということが確保すべき質の一つとして挙がっております。この業務は経済産業省と農水省が合同で進めております。この2省の指示を受けながら進めて、統計表の作成が若干遅れることはありましたが、おおむねスケジュールに沿って遂行されました。

イメージ図が下に載っております、左側が実施要項上のスケジュール、右側が実績になっておりまして、最初に調査用品の印刷、調査用品の配布、それで収集をしまして、統計表の作成、次年度に向けた準備ということで進んでおりますが、実績もおおむねこのスケジュールに沿って進んでまいりました。

続きまして「② 問い合わせ対応」です。この事業は、統計調査ということもありまして、外部の方から問い合わせ等があった場合はマニュアルに沿って画一的に対応することが目標として掲げられております。まずは、この調査票を7月に発送し、7月下旬が締め切りということになっておりますが、我々、督促等を行ってございましたので、7月初めから9月20日まで対応窓口を設けております。

対応するに当たっては、照会対応事例集、マニュアルというように呼んでおりますけれども、マニュアルに沿って行われました。今回、この調査をマニュアル対応していただく際には法律の概要等を分かっている必要がありますので、オペレーターは20時間ほど研修を受けた上で対応していただいております。

また、調査票を発送した直後とか電話が多く鳴るといことがございますので、発送した直後とか督促した直後というのは回線を通常より増やすという対応を行いました。残念ながら、着信混雑、電話がお話し中になってつながらなかったという事例が558件生じましたが、昨年よりも減少したということになっております。

次の4ページにまいりまして「③基準日における目標有効回答率」になります。この事業では、調査票の回答率を目標として設定しております。最終セット時点、9月末時点において過年度の実績の平均を上回ることを目標としております。結果が一番下に載っておりますけれども、回収率を上げるというところで、事業者の工夫もありまして、督促状を配付するとか、電話によって請求した方がいい方には電話でお願いするとかということを行った結果、有効回答率は目標としている回答率を上回ったということになってございます。

続きまして、5ページ「④報告期日、審査」になります。「報告期日までに報告をするとともに、調査票の審査、調査結果表の検討、集計した結果については、経済産業省及び農水省が指示する事項について全て行うこと」となっております、この事業は大きく分けて3つから構成されています。調査票を送るところ、収集して統計を作成するところ、

そして翌年度に向けた準備するところ、その3段階について以下の打ち合わせを行いながら指示をして確認するということを繰り返して事業を推進してまいりました。

5ページ目の下ですけれども、達成すべき質に関しての「評価」でございます。スケジュールに沿っておおむね事業は遂行されております。

問い合わせ対応については、オペレーターの教育を行ったり、マニュアルに沿った対応を行っているということで達成していると考えております。

有効回答率については目標数値を上回っております。

事業の実施の過程においては、経済産業省と打ち合わせや必要な報告を行いながら遂行したということで、確保すべき質というのはいずれも確実に達成されたと考えております。

「3. 実施経費の状況及び評価」になります。平成25年度の契約額は税抜きで4,000万円でした。評価としまして、過年度と比較しますと、過年度は1者応札であったことに対して、平成25年度は2者応札ということで競争性が確保されたと考えております。

実施経費も前年比8%の削減、350万円の削減となっております。

続きまして「4. 事業の実施状況」ですが、若干細かな話になってきますので、ここは省略させていただきまして、12ページの方に向かいたいと思います。

12ページでございます。「5. 総合評価と今度の事業について」。先ほど若干申し上げましたが、確保すべき質に関して、計画的な推進、マニュアルを守って行う、回収目標を達成する、我々との打ち合わせを踏まえて事業を推進する、いずれも達成されておりました、経費の削減も行われましたと考えております。

さて、平成25年度の評価ということですが、この事業は本年の2月にも一度審査いただきましたが、26年度の事業が並行して進んでおります。26年度につきましても、ここで御紹介申し上げたいと思います。

事業を実施するに当たりましては、25年度より入札公告の時期を早めて、事業者が比較的余裕を持って進められることを考慮いたしました。入札は、平成25年は5月だったのですけれども、26年度事業につきましても3月に行いました。入札説明会には2者の参加がありましたが、結果として、応札いただいたのは1者ということになりました。その1者の技術評価の結果、三菱総合研究所が採択されておりました、契約金額は税抜きで3,900万円ということになってございます。

今回、1者入札、1者応札ということになっておりますので、説明会に来ていただいた方もしくは前年の25年度に入札説明会に来ていただいた方が何で今年度のこの事業に興味を持っていたかなかったのかをお伺いすることで分析をしてみました。

5者の企業の方にお伺いをしまして、回答してきたところをまとめますと、大きくはこの3点ではないかと考えております。

事業の質を確保しながら価格競争を行うことが難しいと考えられた。4万件ということで、調査を受けられる方にとっては比較的大きな調査であるため、短期的に人員を確保するのが難しいと感じておられた。あとは、統計業務が中心であるため、新しい独自提案が

行いにくいという御意見もありました。

こういった状況を見ますと、平成25年度から市場化テストの枠組みにおいて透明性を確保しながら、より丁寧な説明をしながらということを入札を進めていった結果、その結果を踏まえた上での1者応札であったと考えております。

「(3) 今後の事業について」ですが、以下の5点を申し上げますと、法令違反ということにはなかった。あと、経済産業省においては、契約等評価監視委員会という外部委員会を持っております。ここでチェックするような仕組みが整っているという状況になっております。平成25年度については2者応札、一方で、26年度は、先に申し上げましたような分析の背景もありながら1者応札となっております。

④といたしまして、確保されるべき質というのは達成できているという状況でございます。

経費に関しまして申し上げますと、平成25年度は前年度比で8.8%の減少、26年度は25年度比で26%の減少ということで、経費は削減できていると考えます。

この結果をもちまして、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に基づきまして、市場化テストの終了基準をおおむね満たしていると考えておりまして、市場化テストを終了することとして、今後、経済産業省、農水省、両省において事業を推進していくこととしたいと考えております。

今後、両省の責任においてこの事業を推進していくこととなりますが、我々としては、27年度、この事業を推進するに当たっては、幾つかの改善をしていきたいと考えております。

1つは、先ほどの入札に参加できなかった事業者のコメントがありますが、人の調整等を行いやすいように、また、集中した業務になることを避けるという意味で、26年は早目の入札を行いましたけれども、27年に関してはより早く事業を開始できるようにしたい。年度が明けて早くできるようにしたいと考えております。

2つ目ですが、今回、事業を推進している中で幾つか確認できた課題といたしましては、今回のこの統計調査の設計上の課題が1点あると考えておりました。この事業では、目標回収率のほかに設計上の回収率というものがございまして、例えば中小企業の統計の回収率は、設計上は35%で設定しておりました。35%で設定しているということは、それだけ多くの調査票を発送しなければいけないということになりますけれども、実態は、中小企業というか小規模事業者の方は40%を超える数値で回答してきていただいているのが数年続いております。そういった状況を勘案して事業の中で必要とする客体の数を考えますと、客体の数を縮小することができるということで、事業規模を見直すことも今後行っていきたいと考えております。

また、今回、26年度の入札に際して行われました入札監理小委員会で、事業を分割して合理化を図ることができないかという御指摘もいただきました。分割していくことによって課題は幾つかあるということですが、これから引き続き検討もしてまいりたいと

考えております。

いずれにしても、経済産業省、農水省両省でPDCAをきちんと確認して事業を改善していくという仕組みが今後やっていけると考えておりますので、市場化テストの終了プロセスを進めたいと考えております。

以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について内閣府より御説明をお願いいたします。

説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 内閣府の評価（案）でございます。

資料Bを御覧ください。2ページ目の「2 受託事業者決定の経緯」でございますが、入札参加者は2者であり、いずれも入札参加資格を満たしていたため、平成26年6月3日に開札し、入札金額は2者とも予定価格の範囲内であったため、総合評価点の最も高い1者が落札者になっております。

次に、3ページ目の「オ 対象公共サービスの質の評価」でございます。経済産業省及び農林水産省と調整したスケジュールに沿って本業務は概ね遂行されており、電話等による照会対応についても照会対応事例集に沿って対応が行われております。

報告期日、審査につきましても確実に業務が行われております。

有効回答率については、全ての事業規模において目標有効回答率を上回るなど業務は良好に実施されたものと評価しております。

次に「(2) 実施経費」でございます。実施経費を従来経費と比較すると、350万円、率にして8%の削減となっております。

次に「4 評価のまとめ」でございます。本事業の実施に当たり、確保されるべき質として設定された項目はいずれも達成しており、実施経費についても、従来経費に比べ350万円、率にして8%削減されているなど業務は良好に実施されたものと評価しております。

本事業評価は市場化テスト1期目の評価であり、2期目の入札は既に実施し、1者応札となっております。この背景としましては、事業の質を確保しながら価格競争を行うことが困難で比較的大規模な調査であるため短期的に人員を確保することが困難であることが考えられます。しかしながら、実施要項は、過度の入札参加資格や競争性を阻害するような内容はなく、十分な情報開示もしており、本事業が既に平成25年度からの市場化テストの枠組みにより一定の競争を経た上での1者応札であったものと考えております。

最後に「5 今後の事業」ということで3ページから4ページに書いております。①から⑤まで記載しておりますが、いずれも移行基準はクリアしているところでございます。

以上のことから、本事業については「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」の基準を満たしており、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えております。

市場化テスト終了後の事業実施については「競争の導入による公共サービスの改革に関

する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、経済産業省がみずから公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたいと考えております。

以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして御意見、御質問のある方は御発言をお願いいたします。

○辻専門委員 御説明ありがとうございます。

資料2の4ページ目でございます。表を除いて下から2つ目の「調査票について回答を受けると内容の論理的矛盾について」と書かれたパラグラフなのですけれども、ここに「平成25年度の回答数に対する有効回答数の割合は87.7%であった」という記載がございます。下の表を見ると、この数字が見つからないようなのですが、下の表は、一旦アンケートを集めた段階の数字であって、その後、業者さんが疑義照会を行った後、この87.7%になったという理解でよろしいのでしょうか。

○井出課長補佐 済みません。ちょっと数値のあれはあるのですけれども、回答数に対する有効回答数の割合ということでこういった数字になってございます。

○林課長 この下の表に全体の数がございますけれども、そこに回答数1万9,307、有効回答数1万6,931とございまして、これを計算すると恐らく87.7%になるはずでございます。申しわけございません。

ここに書いてある有効回答率というのは間違いなのか、恐らく、3万3,825という調査対象数に対して有効回答数1万6,931というのが50.1%、こういう記載の表になっていると思います。思いますというのは大変申しわけないのですけれども、のはずでございます。

○辻専門委員 分かりました。

○石堂主査 確かに、今、おっしゃった数字で87.7にはなっていますね。

○辻専門委員 ありがとうございます。済みません。

○石堂主査 ほかはいかがでしょうか。

○廣松専門委員 平成25年度分の実施状況及びその評価は案のとおりでいいと思うのですが、平成26年度分に関して、結果的に1者応札になってしまったということについて、この実施状況等を見ると、理由が2つあるような気がするのです。

1つは、この事業は実態調査及び分析事業ということになっており、統計調査だけではなくて、容器包装リサイクル法に基づく特定事業者の再商品化義務量にかかわる量・比率の数値まで出すのですね。この2つを求めているのですね。そうすると、例えば、資料2の11ページにあるとおり、平成25年度に落札した事業者は、比率等算出プログラムを既に持っていると思うのですが、新規参入しようとしたとき、このプログラム自体を多分新規に開設せざるを得ないと思うのです。そこはかなりの負担になる。

もう一つは、平成25年度に翌年度の平成26年度の調査客体の抽出計画というか、母集団を整備して、その抽出計画まで作成をするということになっていて、7ページの実施体制のところを見ると、平成25年の段階で、もうそれを外注しているのですね。平成25年度入札した事業者が平成26年度の抽出計画まで行っている。要するに、この事業自体、幾つかの要素を含んでいて、そこに新しく入札しようとするとかかなりバリアが高いかなという印象を受けます。

○石堂主査 その点はいかがですか。

私も1者応札がちょっとひっかかるなという感じを受けていまして、どうしたらたくさん来てくれるだろうかと。内閣府のもそうなのですけれども、この事業については、現実には1者しか来ていない事実はあるけれども、競争性は結構発揮されているという前提になっているのです。今、委員の方から発言があったように、もうちょっと新規の業者に親切に、入りやすいようにする余地はありませんかという質問だと思いますので、先ほど改善点を挙げていただきましたけれども、具体的にそういうところが障壁になっていないかということを検討していただくということでいかがかなと思うのです。

○林課長 御指摘のとおりだと思います。今、委員から御指摘いただいた点も、この評価を受ける前に外部の方に評価委員会で評価をしていただいたのですけれども、同様な指摘がございます。

私どもとしては、これが国民の各方面に影響を与えるリサイクルの費用の負担を特定事業者に多数求めるということで、冒険ないし実験のような形でなかなかできないところがございますので悩ましいのですけれども、開発のプログラムの知的財産のあり方とか、開発のあり方、それから、回収の数字が本当に妥当なのか、多過ぎないのか、少な過ぎないのかも含めて、あらゆる改善点を。また、契約のあり方とか、そういったことにつきましてあらゆる観点からでき得ることは検討してやっていきたいと考えております。

○石堂主査 ちょっとしつこいようですけれども、もうちょっと。

先ほど3点挙げられました改善点の中にも、事業の分割なども今後考慮していきたい、検討したいという課題も入っていますから、それと並べて、4番目の課題として、新規業者が参入しやすいようにというところで、具体的に先ほどの委員の指摘を踏まえた検討を行うということをちょっと書き込んでいただくとありがたいかなと思うのです。

○林課長 分かりました。そうさせていただきます。

○石堂主査 ほかはいかがですか。

○若林専門委員 先ほど御説明のあった混雑着信の件です。

資料2の3ページで、前年度が844件で、558件にまで減っているということで、33.9%減ということですが、総数を考えますと、2,176件中560件というのは、何となく結構あるのかなという印象を受けたのです。基本的には減ったということでポジティブに評価ということでよろしいのでしょうか。

○井出課長補佐 御指摘のとおり、確かに558件というのは結構大きな数字だと思いますけ

れども、減ったという点に関しましては改善点の一つだと思っております。

それはどういうことかと申し上げますと、経験がある中で、回線数をどこでどう増やしていったらいいのか。要するに、お金をかければかけるほどこの数字というのは減っていくのですけれども、ちょっと見にくいのですが、下の表の黄色いところが回線数です。軸は右側です。少ないときには回線数を1回線にしている、そういったときにちょっと出られないという問題も多少は起きているのですけれども、着信が多いところにはこの黄色い数字が上に上がっていて、対応を増やしている。なので、予算の中でできる範囲で対応した結果と考えております。

○石堂主査 よろしいですか。

○若林専門委員 はい。

○石堂主査 私、2月にこの案件をやったときにも、経済産業省さんと農林水産省さんが協働でやるというところがちょっとひっかかかっていまして、2つの省が両方でやるのだということは、受注、発注を受けた側にとっては、何か面倒なところが発生しないものですか。要は、対応する先が2つあるという意味で。

○井出課長補佐 今回のこの事業に関しましては、農水省さんから我々に対して事務委任をいただいております。お金の管理に関しましては完全に我が省でやらせていただいております。打ち合わせをする際には3者が同時に行うということで、事業者さんからしてみると、両省個別に対応するということは行っておりません。

○石堂主査 そうすると、こちらの省の方から出てきた資料の13ページのところで「市場化テストを終了することとし、経済産業省及び農林水産省の責任において」という表現がありますね。これは、建前というのはあれですけれども、2省がイーブンに責任をとるのだということはそうだけれども、実際の事務においてはどちらかがどちらかに委任するような形でやっていくというような感じ。柔軟に考えればいいということですね。

そうすると、12ページの「(3) 今後の事業について」の②が「経産省においては」という言い出しになっていますね。こういう契約の審査については、今、たまたま委任を受けているから経産省にこの委員会があるのだという理解なのか。もしかしたら、経産省から逆に農水省に委任して、農水省が事務をやるというケースもあるときには、農水省にもこの第三者委員会的なものがないとまずいのか。書きぶりなのかもしれないけれども、そこがちょっとあれだなという気がします。

実は内閣府の出した資料も、最後の4ページのところでは、上の②で「今後は経済産業省内に設置されている」というように、これは経産省しかなくていいような記載になっているのです。内閣府の最後の下から2行目のところでは「経済産業省が自ら」として、農水省が主役の座から消えているから、これは多分入れなければまずいかなと思っております。

そうすると、2省でやっているけれども、今のこの評価を受けているものについては、その事務委任があつて、経済産業省が基本的に事務をやっているのだということがどこか

に書かれていた方がいいのかなと思うのです。

そういう状況で、今、言いましたように、契約等評価監視委員会は、今は経済産業省の中にあるものが機能しているけれども、これが、振り子が振れて農水省がやるときには、当然、農水省の方にこういうものがなければならぬと読むことができるのかなと思います。実態はちょっと分かりませんが、そういうことでよろしいのであれば、内閣府のもそうですけれども、それが分かるような書き方に工夫してもらうことになるかなという感じですが、よろしいですか。

○井出課長補佐 この事業は、過去の経緯からいきますと、我が省が事務委任を受けて行なわせていただいていますけれども、確におっしゃるように、記載のあり方、事務委任をやっているという背景はこれを見ると分からないようになっておりますので、そこはちょっと事務的に調整したいと思います。

○石堂主査 そうすると、基本的には経産省がずっと事務委任を受け続けるだろうという前提でやっているのですね。交代で受け持つという話ではないのですね。

○林課長 若干離れるかもしれませんが、この容器包装リサイクル法というのは、経済産業省と環境省で、主務大臣として法律の改正作業を含めてやっております。また、容器包装を使う事業者、または作る事業者は、当然、全省庁にわたっておりますので、その中で一番大きい農林水産省の所管されている業種、この方々のデータを入手するという事は、この法律をきちんと施行していく上で非常に重要なところでございます。ここはその点を念頭に置いて、我が省が勝手にデータを集めて事業者の義務の算定をしていくということではなく、そういう意味での責任をきちんとお互いに追いつきながら進めていく。ただし、この法律については経産省と環境省で進めていかなければならない。そういうことで、基本的な事業の推進、それに伴う責任は経済産業省がきちんと負うということと事務委任を受けて進めておまして、その考え方、その枠組みが変わらない限りは、我が省の方で基本的な責任を負って本件について遂行していくということでございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

ほかは何かございますか。よろしいですか。

それでは、本事業の評価案の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何かありますか。

○事務局 幾つか御指摘があったかと思しますので、経済産業省と調整して修正した資料は先生方に御確認いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○石堂主査 幾つか文言の修正があると思しますので、我々の方で確認した上でやらせていただきたいと思っております。

事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、今、申し上げた点を修正の上、事務局から監理委員会に報告するようお願いしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。